

令和5年度 事業計画書

社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会

目 次

基本方針	P 1
------	-----

重点目標	P 1～2
------	-------

- 1 財政基盤の確立及び人材の確保・育成
- 2 とともに支え合う地域づくりの推進
- 3 相談支援及び権利擁護体制の充実
- 4 介護保険・障がい福祉事業の安定経営

事業内容

- 1 法人の組織機能及び経営の強化 P 3
 - (1) 組織体制等の充実強化
 - (2) 経営の強化
 - (3) 施設の管理体制の充実

- 2 福祉意識の啓発と福祉学習の推進 P 3～4
 - (1) 福祉情報の発信
 - (2) 福祉意識の啓発
 - (3) 福祉学習の推進

- 3 住民参加・参画による地域福祉活動の強化、支援 P 4～6
 - (1) 地域福祉活動の強化と生活支援ネットワークづくり
 - (2) ボランティア・市民活動の育成・支援
 - (3) 福祉団体・当事者組織の活動支援、協力

- 4 在宅福祉サービスの充実 P 6～8
 - (1) 高齢者福祉事業の充実
 - (2) 障がい者福祉事業の推進
 - (3) 介護保険事業の充実と健全経営
 - (4) 子育て支援・児童福祉に関する事業の推進

- 5 利用者支援活動の推進 P 8～9
 - (1) 総合相談事業の充実
 - (2) 鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」
 - (3) 生活福祉資金貸付事業の推進

《基本方針》

今日、少子・高齢化、人口減少、生活様式の多様化等の社会環境の変化によって生じる地域コミュニティの衰退が進む中、コロナ禍による生活困窮をはじめとする社会的孤立等の生活課題が顕在化しました。新型コロナウイルス感染症が国内で確認されてから3年が経ち、本年5月には感染症法上の指定が現在の2類相当から5類に移行され、季節性インフルエンザと同等の分類となります。しかし、その感染力やウイルス変異への不安が払しょくされるまでには相当の時間を要すると思われ、現在の生活様式に対応した事業展開と感染防止の両立が求められます。

このような状況のもと、本会は、本市の地域福祉推進を担う中核組織として、人と人とのつながりやその地域の社会資源を活かし、令和元年度に施行された鳥取市地域福祉推進計画（第2次鳥取市地域福祉計画・第4次鳥取市地域福祉活動計画）を着実に実施し、諸課題に対応する地域支援、個別支援を一体的に取り組み、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的支援体制整備事業を進めてまいります。

さらに日常生活自立支援事業や法人後見事業による要支援者の自立支援と権利擁護を推進し、総合相談をはじめとする各種相談支援事業の充実を図り、安心して地域で自立した生活を送ることができるように支援します。

また、介護保険等サービス事業においては、今後も感染状況によって経営に与える影響が長引くことも予想され、これまでの経験を踏まえて利用者・職員の感染予防対策を徹底するとともに、地域包括支援センターと連携して事業経営を行い、福祉サービスを必要とする方々が必要なサービスを利用できるよう安全で質の高いサービスを提供していきます。

これらのことを踏まえ、子どもから高齢者まで皆が住み慣れた地域で支え合いながら、生きがいを持ち安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現とともに、多発する自然災害における地域防災・減災の取り組みや住民同士が相互に支え合い助け合う体制づくりを進めることにより、事業運営計画(令和2～6年度まで)に沿った、総合的な事業の推進に努めてまいります。

《重点目標》

1 財政基盤の確立及び人材の確保・育成

令和5年度は、事業運営計画の終盤にさしかかり、これまでの対応や新たに生じた課題の整理等見直しを行い、本会の諸課題の解決を着実に推進するとともに、引き続き事業運営計画に沿った経営の強化に努めます。

また、計画的な研修の実施による人材育成や人事評価制度を実施し、事業展開に不可欠な人材の確保・育成に努めます。

- (1) 健全な財政運営
- (2) 多様な分野の事業を支える人材の育成
- ② (3) 事業運営計画の見直し

2 とともに支え合う地域づくりの推進

鳥取市地域福祉推進計画に基づき、地域共生社会の実現に向け、地域住民の方々や福祉関係者及び行政機関等と連携し各種事業に取り組みます。

また、住民同士が出会い参加する場、地域の様々な相談を受けとめる場、安心して過ごせる居場所などを活用した情報共有の場づくりを支援し、顔の見える関係づくりと住民同士の交流を進め、多様な担い手による重層的な生活支援活動の展開を図ります。

併せて、コロナ禍で顕在化した孤独・孤立の問題に対処するため、あいさつや声かけ、見守り、訪問活動等を通じて住民同士のつながりを強化し、SOSを出しやすい、共に支え合いのできる地域づくりを進めます。

- (1) 鳥取市地域福祉推進計画（期間：令和元年度～令和6年度）の推進
- (2) 重層的支援体制整備事業の取り組み
- (3) 福祉学習応援事業の取り組み

3 相談支援及び権利擁護体制の充実

令和4年度に引き続き、重層的支援体制整備事業での包括的相談支援事業・多機関協働事業の取り組みを進めていきます。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、判断能力が不十分な人の意思決定を支援する成年後見事業等を引き続き推進するとともに、増え続ける成年後見制度利用のニーズに対する受け皿確保に取り組みます。

また新たに取り組む特例貸付債権管理事業を通じて、生活の困りごとへの相談対応及び支援を行っていきます。

「第6期鳥取市障がい福祉計画」及び「第2期鳥取市障がい児福祉計画」（令和3年度施行）に基づき、障がいのある人の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援、虐待防止及び早期発見のため関係機関と連携を図り、また関係機関へ繋ぐ取り組みを引き続き行います。

- (1) 重層的支援体制整備事業における包括的相談支援事業・多機関協働事業の取り組み
- (2) 成年後見制度利用ニーズに対する市民後見人等受け皿確保
- ⑨ (3) 生活福祉資金 特例貸付債権管理事業の取り組み及び支援体制の構築
- (4) 障がい者支援センターの体制整備及び多職種連携の強化
- (5) 地域生活支援拠点整備への対応及び相談支援専門員との連携強化

4 介護保険・障がい福祉事業の安定経営

支援が必要な高齢者や障がい者のニーズに応じた新たな取り組み、質の高いサービス提供により利用者との信頼関係を深め、多くの利用者の獲得を目指すとともに、事業運営に必要で適切な利益を確保できるよう取り組みます。

また、引き続き感染対策を徹底し、災害への対応力強化に努めます。

- ⑨ (1) 各事業所に感染症及び虐待防止委員を設置
- ⑨ (2) 処遇改善に係わる加算取得への取り組み
- ⑨ (3) 地域密着型サービスの検討
- (4) 専門的研修の実施及び派遣

《事業内容》

1 法人の組織機能及び経営の強化

(1) 組織体制等の充実強化

- ①理事会、評議員会の運営
 - ・理事会、評議員会の開催
 - ・役職員研修の実施及び各種委員会の開催
 - ・本会事業の情報提供の充実
- ②事業の経理・庶務の効率的実施
 - ・社会福祉法人会計基準に基づく適正な経理処理
- ④・人事、勤怠システムの導入の検討
- ③人材の確保と育成
 - ・職員研修の実施及び派遣
 - ・人材確保と適正配置
- ④防災体制及び災害対策(復旧・支援)の年次的整備

(2) 経営の強化

- ①公費財源、助成金等の確保
 - ・行政への説明責任と協力体制の強化
 - ・民間補助、助成金等制度の情報収集と活用
- ②会費、寄附金の確保
 - ・会員制度の周知と加入促進
 - ・寄附金の使途選択制の周知
 - ・広報活動の強化
- ③介護保険事業等収入の確保
 - ・経営改善と安定的な収入の確保

(3) 施設の管理体制の充実

- ①指定管理者としての施設の管理運営
 - ・老人福祉センター管理運営（2施設：佐治、鹿野）
 - ・高齢者生活福祉センター「やすらぎ」の管理運営（青谷）
（生活支援ハウスの運営）（青谷）
 - ・障害者福祉センター「さわやか会館」の管理運営
（リハビリプール等運営事業含む）
- ②自己保有施設の管理運営
 - ・老人福祉センターの管理運営（4施設：国府、河原、気高、青谷）

2 福祉意識の啓発と福祉学習の推進

(1) 福祉情報の発信

- ①広報紙「さざんか」の発行（4回、全戸配布）
- ②総合福祉センターだよりの発行（4回、新市域）
- ③ホームページによる情報発信 (<https://www.tottoricity-syakyo.or.jp/>)

(2) 福祉意識の啓発

- ①市社会福祉大会の開催（市と共催）
- ②小学生地域福祉川柳（5・7・5）コンテストの実施

(3) 福祉学習の推進

- ①福祉学習応援事業の取り組み
 - ・地域、学校、関係機関、企業・事業所等が一体となった福祉学習の推進
- ②ふくしボランティア体験事業（総合福祉センター統一事業）の実施
 - ・本会運営施設、福祉施設を対象とした体験（保育所、高齢者・障がい者施設）
- ③図書カードの贈呈（小・中・義務教育学校、特別支援学校）
- ④大型絵本の贈呈（対象：幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業）
- ⑤幼稚園、保育園、届出保育施設等を対象とした助成事業の実施
 - 物品等購入助成（上限1万円）

3 住民参加・参画による地域福祉活動の強化、支援

(1) 地域福祉活動の強化と生活支援ネットワークづくり

- ①鳥取市地域福祉推進計画の推進
 - 鳥取市地域福祉推進計画（期間：令和元年度から6年間）の推進
- ②地域の「話し愛・支え愛」推進事業（市受託事業）
- ③市地域包括ケアシステム推進連絡会（第1層協議体）の参加
- ④地域支え合い推進員の配置（生活支援コーディネーター配置事業）（市受託事業）
 - ・配置体制：生活支援コーディネーター（7名）
- ⑤地域・福祉活動コーディネーターの設置（市補助事業）
- ⑥いのちのバトン事業の推進
- ⑦地区社会福祉協議会活動費の助成（全41地区）
- ⑧地区社会福祉協議会活動総合支援事業の実施
- ⑨事業別ブロック研修会の開催3ブロック（鳥取・東部地域、南部地域、西部地域）
- ⑩ふれあい型食事サービス事業の推進
- ⑪愛の訪問協力員設置事業の推進
- ⑫となり組福祉員設置事業の推進
- ⑬ふれあい・いきいきサロン事業の推進（一部市補助事業）
- ⑭わが町支え愛活動支援事業（市・県社協助成事業）の推進
- ⑮支え愛マップ作成支援助成事業の推進
- ⑯ランドセルリサイクル事業の実施（譲渡のみ）
- ⑰レクリエーション用具貸出事業の実施
- ⑱福祉有償運送事業の実施
 - ・事業所：佐治町総合福祉センター（佐治、用瀬地域対象）
- ⑲公共交通空白地有償運送事業（循環バス）の実施（市補助事業）
 - ・事業所：福部町総合福祉センター

(2) ボランティア・市民活動の育成・支援

①鳥取市ボランティア・市民活動センター運営事業（市受託事業）の実施

- ・ボランティア・市民活動に関する相談
 - 1) ボランティアの相談
 - 2) 助成金相談会 月 1 回・随時
 - 3) NPO 相談会 月 1 回・随時
- ・ボランティア・市民活動情報の収集及び提供
 - 1) 情報コーナー(イベント、助成金、講座など)
 - 2) 情報紙「トリボラ通信」の発行 年 4 回 (5 月、8 月、11 月、2 月)
 - 3) イベント情報配信メールの発行 月 2 回 (第 2、第 4 水曜日)
 - 4) 助成金情報紙の発行 月 1 回
 - 5) ホームページ、ブログ、LINE での情報提供
 - 6) 市報、社協広報紙、新聞等の活用
- ・ボランティア・市民活動に係る普及・啓発
 - 1) とりぼらカフェ開催の充実
 - 2) 市民活動の周知に関する事業
 - 3) 出前講座の開催
- ・ボランティアの登録制度の推進
- ・ボランティア・市民活動の支援
 - 1) 会議室やロッカー、情報ボックス等貸出し
 - 2) 情報紙「トリボラ通信」、ブログ、LINE を通じた活動紹介
 - 3) 市民まちづくり提案事業助成金 (自主事業部門)
- ・ボランティア・市民活動に係る育成
 - 1) はじめてみませんか?～ボランティア入門講座 随時
 - 2) かんたんなレクリエーション講座 年 4 回
 - 3) ボランティア・市民活動に係る講座・研修会 随時
- ・各種関係 (専門) 機関との連携
- ・各種保険の受付、相談
 - 1) 鳥取市社会奉仕活動等補償制度の受付
 - 2) ボランティア活動保険の受付
 - 3) ボランティア行事用保険の受付
 - 4) 各種事故報告の受付
- ②ボランティアバスの運行 (市受託事業)
 - ・運行 日曜～土曜 午前 9 時～午後 4 時運行
- ③各種講習会の開催 (点訳・音訳・手話)
- ④ボランティア体験事業 (県社協共催) の実施
- ⑤災害時におけるボランティア支援体制の確立

(3) 福祉団体・当事者組織の活動支援、協力

- ①活動助成の支援
- ②事務局の運営 (団体及び団体支部組織 : 51)

	団体名
本庁 (10)	鳥取県共同募金会鳥取市共同募金委員会、鳥取地区保護観察協会、住民組織連絡会 市地区社会福祉協議会連絡会、市民生児童委員協議会、市老人クラブ連合会 市連合母子会、市遺族連合会、市子ども会連合会、市保育園後援会連合会
障害者 福祉セ ンター (4)	市手をつなぐ育成会、市肢体不自由児者父母の会 市身体障害者福祉協会連合会、市身体障害者福祉協会
国府 (7)	国府町地域福祉推進協議会、市国府町民生児童委員協議会 市老人クラブ連合会国府町支部老人クラブ、市国府町赤十字奉仕団 国府町身体障害者福祉協会、市国府町地域遺族会 日本赤十字社鳥取県支部鳥取市地区国府町分区
福部 (4)	福部町社会福祉協議会、市老人クラブ連合会福部町支部老人クラブ 市福部町赤十字奉仕団、日本赤十字社鳥取県支部鳥取市地区福部町分区
河原 (6)	河原町地域福祉推進協議会、市老人クラブ連合会河原町支部老人クラブ 市河原町赤十字奉仕団、河原町身体障害者福祉協会、河原町ボランティアの会 日本赤十字社鳥取県支部鳥取市地区河原町分区
用瀬 (5)	用瀬町社会福祉協議会、市老人クラブ連合会用瀬町支部老人クラブ 市用瀬町赤十字奉仕団、市用瀬町身体障害者福祉協会 日本赤十字社鳥取県支部鳥取市地区用瀬町分区
佐治 (6)	佐治町社会福祉協議会、鳥取市老人クラブ連合会佐治町支部老人クラブ 佐治町戦没者遺族会、佐治町身体障害者福祉協会、市佐治町赤十字奉仕団 日本赤十字社鳥取県支部鳥取市地区佐治町分区
気高 (3)	市老人クラブ連合会気高町支部老人クラブ、西ブロック身体障がい者福祉協会 日本赤十字社鳥取県支部鳥取市地区気高町分区
鹿野 (3)	鹿野町社会福祉協議会、市老人クラブ連合会鹿野町支部老人クラブ 日本赤十字社鳥取県支部鳥取市地区鹿野町分区
青谷 (3)	青谷町社会福祉協議会、市老人クラブ連合会青谷町支部老人クラブ 日本赤十字社鳥取県支部鳥取市地区青谷町分区

③慰霊祭事業

- ・実施地域：鳥取、国府、河原、用瀬、佐治

4 在宅福祉サービスの充実

(1) 高齢者福祉事業の充実

①敬老事業への助成（市補助事業）

- ・75歳以上の高齢者に一人あたり1,270円助成

②老人の明るいまち推進事業（市受託事業）の実施

- ・実施地域：全市、佐治、気高、鹿野

各種趣味の教室の開設（14教室）、高齢者作品展の開催（1回）

囲碁・将棋大会（1回）、グラウンドゴルフ大会の開催（2回）

ニュースポーツ講習会の開催（1回）

世代間の交流事業の推進（各地区社会福祉協議会主催）

- ③高齢者介護予防・地域活動支援バス運行事業（市受託事業）の実施
 - ・高齢者介護予防・地域活動支援バスの運行 月曜～金曜 午前9時～午後4時運行
 - ・公共交通機関等の利用助成
- ④鳥取ファミリー・サポート・センター生活援助型（市受託事業）の実施
 - ・協力会員講習会（年3回）開催
 - ・全会員対象交流会開催
 - ・協力会員ブロック交流会開催
 - ・協力会員研修・交流会（年1回）開催
 - ・ファミサポ合同ブロック交流会開催
 - ・出張説明会
 - ・サブリーダー会（月1回）開催
 - ・各総合福祉センター窓口設置
 - ・市、関係機関との連携、全市的な事業の推進
 - ・センターだより、ファミサポ通信の発行
- ⑤介護予防事業の実施
 - ・各種介護予防事業等の実施
- ⑥ふれあいデイサービス事業（市受託事業）の実施
 - ・実施地域…鳥取、佐治、気高、鹿野
- ⑦高齢者買い物支援事業の実施
- ⑧常設型サロン開設支援事業の実施
- ⑨老人福祉センター活用サロン事業（国府、佐治、気高、鹿野、青谷）の実施

(2) 障がい者福祉事業の推進

- ①コミュニケーション支援事業（市受託事業）の実施
 - ・手話通訳者の設置
 - ・電話リレーサービス事業
- ②障がい者福祉サービス事業の実施
 - ・生活介護事業（鳥取）
 - ・放課後等デイサービス事業・児童発達支援事業「多機能型」（鳥取）
 - ・就労継続支援事業B型（用瀬、青谷）
 - ・デイサポート事業（鳥取）（公益事業）
- ③障がい者相談支援事業の実施
 - ・相談支援事業(市受託事業)
 - ・サービス等利用計画作成
 - ・地域移行支援・地域定着支援
 - ・特定事業所加算取得による体制整備
- ④鳥取市基幹相談支援センター(市受託事業)の実施
 - ・地域生活支援拠点整備への対応

(3) 介護保険事業の充実と健全経営

- ①老人デイサービス事業の実施
 - ・通所介護・第1号通所事業（国府、福部、用瀬、佐治、気高、鹿野、青谷、

青谷「しいの実」〔第1号〕)

- ②居宅介護支援事業（国府、河原、佐治、鹿野、青谷）の実施
- ③小規模多機能型居宅介護事業（佐治「とちの実」、青谷「ほのぼの」）の実施
- ④地域包括支援センター事業（市受託事業）の実施
 - ・鳥取市東部地域包括支援センター
 - ・鳥取市南部地域包括支援センター
 - ・鳥取市西部地域包括支援センター

(4) 子育て支援・児童福祉に関する事業の推進

- ①鳥取ファミリー・サポート・センター育児型（市受託事業）の実施
 - ・ファミサポ事前説明会・出張説明会の開催
 - ・提供会員になるための育児サポート基礎講習会の開催（年3回）
 - ・全会員対象交流会の開催（1回）
 - ・新依頼会員・新提供会員対象の託児体験を「ファミサポ広場」で実施（月1回）
 - ・提供・両方会員対象の研修会・交流会（年2回）、救命救急講習会（年3回）
 - ・サブリーダー会（月1回）の開催
 - ・公共施設での託児「ファミサポ広場」を実施（月1回）
 - ・依頼会員向け講習会の開催（年1回）
 - ・ファミサポ合同ブロック交流会の開催
 - ・センターだよりの発行
 - ・各総合福祉センター窓口設置
 - ・市、関係機関との連携、全市的な事業の推進
- ②児童・青少年福祉事業の実施
 - ・子どもの遊び場整備助成

5 利用者支援活動の推進

(1) 総合相談事業の充実

- ①各種相談の開設（弁護士、司法書士、人権、行政、身障、教育）
本庁、各総合福祉センターで実施
- ②生活困窮者自立支援事業への連携、協力
- ③福司サポートナビ（法テラス鳥取との共催事業）
 - ・福祉と司法が連携した相談所の開設
- ④えんくるり事業（県内社会福祉法人との協働事業）の実施
 - ・生計困難者に対する相談支援
- ⑤ふくしなんでも相談所事業の実施
 - ・市民の方の「困った」を受け止める相談窓口
- ⑥鳥取市地域福祉相談センター（市受託事業）の実施
 - ・福祉に関する相談を一旦丸ごと受け止める相談窓口を各総合福祉センターに開設

(2) 鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」

- ①日常生活自立支援事業（県社協受託事業）の実施

- ・福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類など預かりサービス
- ・潜在的なニーズの発掘
- ・関係機関と連携した支援
- ・内部審査会の開催

②成年後見事業（市補助事業）の実施

- ・法人後見の受任
- ・相談及び申立て手続き支援
- ・成年後見制度の周知
- ・関係機関と連携した支援
- ・権利擁護に関する地域連携ネットワークへの参画
- ・法人後見運営委員会の開催

③市民後見人養成事業（市受託事業）の実施

- ・市民後見人養成講座の開催
- ・市民後見人養成講座修了者の受入れ
- ・市民後見人の後見活動への支援

(3) 生活福祉資金貸付事業の推進（県社協受託事業）

- ①総合支援資金の貸付
- ②福祉資金（福祉費・教育支援資金・緊急小口資金）の貸付
- ③不動産担保型生活資金の貸付
- ④要保護世帯向け長期生活支援資金の貸付
- ⑤臨時特例つなぎ資金の貸付
- ⑥生活復興支援資金の貸付
- ㊦⑦特例貸付に係る償還、償還免除等に関する相談支援